

事業者の皆さまへ

# 知ってほしい 国家を支える そのルール



◆今年度の標語の作者は、警察庁関東管区警察局 出口 聖夜 さんです。

## 国家公務員倫理啓発活動

国家公務員と関わりのある**事業者**の皆さまへ  
～倫理の保持に御協力ください～



利害関係のある事業者の  
皆さまとの間で主に次の  
行為が**禁止**されています。

- ◆ 金銭や物品の**贈与**
- ◆ 酒食等のもてなし (**接待**)
- ◆ 車での送迎など、  
**無償のサービス提供**  
をすることなど

そのほか  
詳細は  
こちら！



(事業者向けページ)

公務員倫理ホットライン (相談・通報窓口) / 郵送による通報・相談も受け付けています。

[rinrimail@jinji.go.jp](mailto:rinrimail@jinji.go.jp)

公務員倫理ホットライン

検索

国家公務員  
倫理審査会  
(令和5年12月)

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。